

一般廃棄物処理施設に対する支援の充実について

- 市町村が行う地域の生活基盤を支えるための社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援するスキームとして「循環型社会形成推進交付金」がある。
- これまでの循環型社会形成の推進という観点から本交付金により行ってきた廃棄物処理施設への支援に加えて、新たに災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という2つの柱を前面に打ち出し支援を充実。

循環型社会形成の推進

循環型社会形成の推進という観点から、老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新等を支援することで、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与。

災害時の廃棄物処理システムの強靱化

大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理に向けた平時からの備えとしての地域の廃棄物処理システムを強靱化。

地球温暖化対策の強化

エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物処理施設への高効率廃棄物発電等の導入に向けた改良・更新を支援することで、地球温暖化対策を強化。

「循環型社会形成の推進」に加え、新たな2つの柱を前面に打ち出すことで、地域にとって必要不可欠な一般廃棄物処理施設の整備を一層推進。

7. その他

ポイント

- 災害廃棄物対策に関しては、東日本大震災の教訓も受け、昨年、廃棄物処理法等の改正を行ったところであり、関係者の協力の下、実際の災害においても対応を図っている。
- 廃棄物処理法においては、放射性物質汚染に汚染された物は、原則として同法の規制対象の廃棄物に該当しないとされている。放射性物質汚染対処特措法附則において法制度の在り方について検討を行うこととされているが、改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際に、同検討についても行うべきとされているところ。

廃棄物の処理に関する災害対策をめぐる動き

想定される大規模な災害時の災害廃棄物・津波堆積物の量

- 南海トラフ地震：災害廃棄物が最大約3.2億トン（東日本大震災の16倍）、津波堆積物が最大約0.3億トン
- 首都直下地震：災害廃棄物が最大約1.1億トン（東日本大震災の5倍）

東日本大震災以降の制度的対応（H24～H26）



災害廃棄物対策を支援する取組の進展（H25～H27）

- 対策スキームの強化に向け、「台規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」を設置。
 - 「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」をとりまとめ（H26.3）
 - 「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて（制度的な側面からの論点整理を踏まえた基本的考え方）」をとりまとめ（H27.2）
 - 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針策定（H27.11.16）
 - 大規模災害発生時を見据えた災害廃棄物対策の今後のあり方について（H28.3.30）
- 現場での連携・協力体制を整備
 - 地域ブロック毎の協議の場を設置（H26年度～）
 - 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を発足（H27.9.16）

必要な法整備を実施

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」を国会に提出（H27.3。その後、H27.7制定・公布、H27.8施行）
 - 災害対策に係る国の司令塔機能を強化。
 - 国、地方自治体及び民間事業者の連携・協力、役割分担の責務を明確化。
 - 大規模災害の発生後も適正処理を確保するための処理の方針を明確化（H28.1.21改訂版を告示）。等

廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正（平成27年8月6日施行）の概要及び 平成28年熊本地震において想定される活用・適用

平成27年法律
第58号

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

（廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係）

平時の備えを強化すべく、
➤ 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
➤ 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
➤ 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

（廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係）

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
➤ **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
➤ **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後でよい**こととする。

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

（災対法第86条の5第2項関係）

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等についての指針を定める**こととする。

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

（災対法第86条の5第9項から第13項まで関係）

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理を行いがたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができる**こととする。

【廃棄物処理法の政令（平成27年政令第275号）の改正】

- 非常災害時に市町村から一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生を受託した者が委託により当該収集、運搬、処分又は再生を行う場合における委託の基準（**再委託基準**）の改正

【熊本県益城町、熊本市ほか】

- **D.Waste-Net**を活用し、専門家を派遣（第4条の2）
- 非常災害に係る**一般廃棄物処理施設の設置**を検討（第9条の3の3の特例）

災害時の廃棄物対策 2つの柱

初期対応

①し尿

- し尿処理業界等からの収集の応援
- し尿処理施設の復旧、広域連携



②-1 生活ごみ・避難所ごみ

- 集積所等で悪臭やハエの発生、景観の悪化
- 他市町村等からの収集の応援
- 廃棄物処理施設の復旧、広域連携



②-2 片付けごみ(災害廃棄物)

- 集積所等からあふれ、車や人の往来の支障に
- 固形一般廃棄物業界、他市町村等からの応援による収集体制の確立(仮置場等への搬入)



中長期対応

③災害廃棄物

- 生活再建・復興の支障
- 仮置場の設置と集積
- 発生量の推計
- 災害廃棄物処理体制の確立
- 広域処理体制の構築



放射性物質に汚染された廃棄物に関する廃棄物処理法の適用関係

廃棄物処理法第2条第1項(定義)においては、「放射性物質によって汚染された物」は、同法に基づく規制の対象となる「廃棄物」に該当しないこととされている。

しかし、放射性物質汚染対処特措法第22条において、廃棄物処理法第2条第1項において定められている「廃棄物」の定義を読み替え、当分の間、「放射性物質によって汚染された物」のうち、事故由来放射性物質※によって汚染された物については、

①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)や放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)等の他の法令の規定に基づき廃棄される物

②放射性物質汚染対処特措法の規定に基づき処理が行われる対策地域内廃棄物及び指定廃棄物

を除き、廃棄物処理法に基づく「廃棄物」に該当することとし、同法に基づく制度の下で処理を行うこととしている。

※平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物の処理

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設の
焼却灰等の汚染状態の調査
(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調査
(特措法第18条)

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定

※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

- 特定廃棄物には該当せず、廃棄物処理法が適用される廃棄物であるが、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物を環境省令で規定。廃棄物処理法の処理基準のほか、特措法の特別処理基準に基づき処理。

※環境省令において一定の地域にある一定の種類の廃棄物(下水汚泥及びその焼却灰、廃棄物焼却施設の焼却灰、廃堆肥、廃稲わら、除染廃棄物等)を規定。

- 安全評価により、Cs134及びCs137についての放射能濃度の合計が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、通常行われている処理方法によって、安全に処理することが可能であると考えられるが、入念的に、より一層の安全確保を図ろうとするもの。

原子力規制委員会設置法附則による適用除外規定の削除

原子力規制委員会設置法(平成24年6月27日法律第47号)附則

(環境基本法の一部改正:第51条)

【改正前:環境基本法第13条】

第13条 **放射性物質**による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、**原子力基本法…その他の関係法律で定めるところによる。**

【改正後:環境基本法第13条】

第13条 削除

(循環型社会形成推進基本法の一部改正:第59条)

【改正前:循環型社会形成推進基本法第2条】

第2条 この法律において「循環型社会」とは、…循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律…第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。))としての処分をいう。…))が確保され、…社会をいう。

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 (略)

二 …廃棄された物品…又は…副次的に得られた物品(前号に掲げる物並びに**放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。**)

【改正後:循環型社会形成推進基本法第2条】

第2条 この法律において「循環型社会」とは、…循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分(廃棄物(ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。))としての処分をいう。…))が確保され、…社会をいう。

2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

一 (略)

二 …廃棄された物品…又は…副次的に得られた物品(前号に掲げる物を除く。)

【参考:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項】

この法律において「**廃棄物**」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(**放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。**)をいう。

放射性物質により汚染された廃棄物に関する規制の在り方の検討

放射性物質汚染対処特措法

附則第6条

政府は、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

放射性物質汚染対処特措法の施行状況に関する取りまとめ (平成27年9月 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会)

【背景】放射性物質汚染対処特措法については、附則第5条において、法律の施行後3年を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされている。平成27年1月をもって同法の本格施行から3年が経過したことを踏まえ、有識者から構成される「放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会」(座長:浅野直人福岡大学名誉教授)を設置し、除染及び汚染廃棄物の処理を始めとする同法の施行状況について点検を行い、その結果につき、検討会取りまとめとして平成27年9月30日に公表。

3. 課題と今後の方向性

(4) 横断的事項

e) 法制度を含めた総合的な検討

ここまで点検してきたことを踏まえつつ政府一丸となって取組を進めるとともに、**現行の除染実行計画が終了する時期(平成28年度末)を目処に**、現行の施策に一定の進捗があることを前提として、改めて特措法の施行・進捗状況の点検を行い、特措法に基づく一連の措置の円滑な完了に向け必要な制度的手当て等を行うべきである。

なお、特措法附則第6条においては、「放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方について」の検討が求められているところであり、**改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際には、その点検結果を勘案しつつ、同条に基づく検討についても行うべきである。**